

家族信託取次サービス・信託口座の取扱開始について

飯能信用金庫（本店:埼玉県飯能市、理事長:松下寿夫）は令和5年4月3日（月）から家族信託※業務として、「家族信託取次サービス」及び「家族信託口座」の取扱いを開始します。

高齢化社会が進展する昨今、認知症や判断能力の低下を懸念されるお客様に将来にわたる財産管理や承継の選択肢を増やすことで、多様化するニーズに応えていくことを目的としています。

当金庫では提携先の専門家をご紹介します「家族信託取次サービス」や、信託財産を分別管理するための専用口座「家族信託口座」を開設できます。

※家族信託…お客様の財産（金銭・不動産等）の管理・運用・処分する権利を家族に託す仕組みのこと。



〈サービス概要〉

(1) 家族信託取次サービス	
サービス内容	家族信託に関するご相談、ご利用を希望されるお客様に提携先を紹介する
対象	金銭・不動産等
手数料	無料※信託契約書の作成に関して、ご紹介した専門家に対する報酬等が必要になります。
(2) 家族信託口座	
利用対象者	(1)原則、委託者及び受託者が当金庫営業エリアに居住する個人および法人 (2)委託者の推定相続人全員の意思を持って、家族信託契約を締結できる方 (3)信託契約は、自益信託（委託者と受益者が同一人）とし、信託契約書は、専門家（弁護士、司法書士等）により作成されたものに限り、最終的に公正証書として提出できる方
手数料	口座開設手数料55,000円（消費税込）※口座開設時に必要

商品の詳しい内容につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。



【本件に関するお問い合わせ】
各店舗へお問い合わせください

